

# 新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関に対する支援 (病床確保料)

令和2年11月更新

新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症患者等の病床を確保する医療機関に対して、空床確保のための支援などを行います。

## 新型コロナウイルス感染症重点医療機関に対する支援

### 対象機関

県が「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」と指定する医療機関

### 補助上限額

#### (1) 重点医療機関である特定機能病院等

##### ①稼働病床の病床確保料

・ICU	1床当たり436,000円/日
・HCU	1床当たり211,000円/日
・上記以外の病床	1床当たり74,000円/日

##### ②休止病床の病床確保料

・ICU	1床当たり436,000円/日
・HCU	1床当たり211,000円/日
・療養病床	1床当たり16,000円/日
・上記以外の病床	1床当たり74,000円/日

※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。

※特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、対外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

#### (2) 重点医療機関である一般病院

##### ①稼働病床の病床確保料

・ICU	1床当たり301,000円/日
・HCU	1床当たり211,000円/日
・上記以外の病床	1床当たり71,000円/日

##### ②休止病床の病床確保料

・ICU	1床当たり301,000円/日
・HCU	1床当たり211,000円/日
・療養病床	1床当たり16,000円/日
・上記以外の病床	1床当たり71,000円/日

## 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関に対する支援

### 対象機関

県が「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関」と指定する医療機関

### 補助上限額

#### (1) 稼動病床の病床確保料

- ・ ICU 1床当たり 301,000円/日
- ・ HCU 1床当たり 211,000円/日
- ・ 上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日

#### (2) 休止病床の病床確保料

- ・ ICU 1床当たり 301,000円/日
- ・ HCU 1床当たり 211,000円/日
- ・ 療養病床 1床当たり 16,000円/日
- ・ 上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日

## その他の医療機関に対する支援

### 対象機関

新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関（但し、重点医療機関又は協力医療機関の指定を受けた期間を除く）

### 補助上限額

#### (1) 稼動病床の病床確保料

- ・ ICU 1床当たり 97,000円/日
- ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日
- ・ 上記以外の場合 1床当たり 16,000円/日

#### (2) 休止病床の病床確保料

- ・ ICU 1床当たり 97,000円/日
- ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日
- ・ 上記以外の場合 1床当たり 16,000円/日

## 重点医療機関及び協力医療機関について

	役割	施設要件	受入患者
重点医療機関	・患者を重点的に受け入れる医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床を確保（看護体系の1単位をもって病棟として取り扱う）</li> <li>・確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 常時指定する医療機関</li> <li>● 感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査等で陽性と確定している患者</li> <li>・疑い患者（第12条第1項の疑似症の届出が出されているもの）</li> </ul>
協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に係る救急搬送困難事例の発生を防止するため、まずは疑い患者を受け入れる医療機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疑い患者患者専用の個室を設定し、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床を確保</li> <li>・確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</li> <li>・個室であり、トイレやシャワーなどほかの患者と独立した動線を確保</li> <li>・検体採取が可能</li> <li>・療養病床ではないこと（一般病床への病床種別変更が必要）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 常時指定する医療機関</li> <li>● 感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関</li> </ul> </li> </ul>	
入その他医療機関	重点及び協力医療機関以外の医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室が望ましい（確定患者については同一病室での治療可能）</li> <li>・トイレは他の患者等と共有しない等の他の患者等と空間的な分離を行う</li> </ul>	

### ■お問合せ先

長崎県 福祉保健部医療政策課 地域医療班

TEL 095-895-2461